

(10月入学者用)

2024(令和6)年度 入学料免除, 入学料徴収猶予及び 後期分授業料免除申請のしおり

書類提出期間

入学料免除 入学料徴収猶予	入学手続期間中 ※郵送の場合は, 必ず, 入学手続書類に同封 してください。 ※申請する場合は, 入学料は納付しないでください。
後期分授業料免除	入学手続時~9月26日(木) 17:00 ※郵送の場合は, 簡易書留 とし, 9月26日(木) 消印有効 とします。 ただし, 入学料免除・入学料徴収猶予と併せて申請する場合は, 上記「入学手続期間中」に必ず提出してください。

※入学料免除及び徴収猶予の申請は, 入学手続時のみの受付となります。入学料免除のみを申請し, 免除不許可となった後に徴収猶予を申請することはできません。

◆書類提出期間を過ぎた場合は, 如何なる理由であっても受理しませんので注意してください。

★注意事項

1. 申請者(学生)は, このしおりを熟読の上, 申請に必要な書類及び関連する証明書等を取り揃えて, 指定された期間内に提出してください。
2. 申請書類は, 不備がないかを確認の上, 申請者本人の持参又は郵送により提出してください。
3. 家計基準, 学力基準を基に選考しますので, 申請を行えば, 必ず免除又は徴収猶予になるというものではありません。
4. 申請の取り下げは, 申請者本人からの申し出があった場合についてのみ, これに応じます。学資負担者(父母等)が申請を取り下げようとする場合は, 申請者本人を通じて申し出てください。
5. 2024年9月30日までに入学を辞退する場合, 又は申請を取り下げる場合は, 未納の入学料は必ず納付していただきます。納付がない場合は, 入学辞退及び申請取下げは許可されません。
6. 申請を受理した場合でも, 後日「免除の対象から除外する者」に該当することが判明した場合は, 当該申請がなかったものとして取り扱います。なお, 提出書類は返却しません。

免除に関する問合せ 書類提出先	〒760-8521 高松市幸町1-1 香川大学 学生生活支援課 TEL: 087 (832) 1163, 1398 FAX: 087 (832) 1170
授業料口座引落関係の問合せ	香川大学 経理課 TEL: 087 (832) 1086

目次

入学料免除、入学料徴収猶予及び後期分授業料免除申請ができる者	P.1
申請から結果通知までの流れ	P.2
提出書類	P.3
提出書類の準備の前に	P.4~6
A：全員が提出する書類	P.7
収入状況の確認書類	P.8
収入状況についての提出書類確認シート	P.9
B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類	P.10
独立生計者・私費外国人留学生に係る提出書類	P.11
家計基準・学力基準	P.12

<様式等>

以下の様式はホームページに掲載していますので、必要なものをプリントアウトして提出してください。

○全員が提出する書類

確認票 A(大学提出用)・B(申請者控)

申請書

家庭調書

(様式1) 奨学金受給状況申立書

○必要に応じて提出する書類

(様式2) 給与等月額証明書

(様式3) 退職証明書(申立書)

(様式4) 無職申立書

(様式5) 母子・父子世帯申立書

(様式6) 長期療養証明書

(様式7) 学資負担者別居に伴う支払申立書

(様式8) 被害状況申立書

(様式9) 家計状況報告書

(様式10) 申立書

(様式11) 【独立生計者】免除申請チェックシート

(様式12) 未提出書類申告シート

(様式13) 年金受給一覧表

貼付台紙

様式や貼付台紙が足りない場合は、コピーして使用してください

入学料免除申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、入学料の全額又は半額を免除することがあります。

- (1) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 2023年10月から入学手続までの間において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
- (3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

入学料徴収猶予申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、入学料の徴収を猶予することがあります。

- (1) 経済的理由によって納付期限（入学手続期間）までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 2023年10月から入学手続までの間において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者
- (3) その他やむを得ない事情があると学長が認める者

※あくまで徴収猶予ですので、入学料を別に指定する期日までに納入しなければなりません。

後期分授業料免除申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、2024年度「後期分」の授業料の全額又は半額を免除することがあります。

- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 2023年10月以降において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
- (3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

ただし、次の者については選考の対象外です。

- ①懲戒処分を受けた者（懲戒処分を受けた日が最終学年の後期の場合は、当該期の授業料とし、それ以外は翌期の授業料とする。）
- ②特別な理由なく在籍期間が修業年限（大学院においては標準修業年限）を超えて在籍している者
- ③既に当該年度分または当該期分の授業料を納付した者
- ④申請に必要な書類を指定された期日までに連絡なく提出しなかった者
- ⑤家計状況の確認や追加書類が必要になるために本学から申請者へ連絡（電話またはメール）したが、**連絡が取れずに家計状況が確認できなかつたり必要書類が揃わなかつたりした者**

※指定された期日までに提出が難しい場合は、期日までに学生生活支援課へ連絡してください。ただし、延長を繰り返す、大幅に遅れる場合は選考に支障をきたしますので、審査の対象とすることはできません。

※大学から着信、メールが届いたら必ず対応してください。

※修業年限（大学院においては標準修業年限）を超えて在籍している者は、病気、留学、論文作成（大学院のみ）等の特別な理由がある場合に限り、免除申請を行うことができます。ただし、免除申請を行うことができるのは、修業年限（大学院においては標準修業年限）を超えた「最初の1年以内」とします。後日、指導教員の所見の提出を求められることがあります。

申請から結果通知までの流れ

1. 申請期間

- ・書類提出期間は表紙を参照してください。
- ・提出期間を過ぎた場合は受理しません。
- ・申請書類の提出後、大学から別途求められた書類を特別な理由なく指定された期日までに提出しなかった場合、選考の対象になりません。提出期限内での準備が難しい場合は、期限までに必ず学生生活支援課へ連絡してください。

2. 選考

- ・選考は、「家計基準」と「学力基準」により判定します。(P.12 参照)
- ・「学力基準」について、香川大学以外の大学を卒業した大学院1年次生については、卒業大学の成績証明書を提出してください。(日本国内の大学を卒業した者に限る)

3. 結果通知

入学料免除 入学料徴収猶予	10月下旬頃に、選考結果通知用封筒にて通知します。 ○免除不許可・半額免除許可及び徴収猶予不許可の者は、 通知日から14日以内に 、所定の額を納付してください。 ○徴収猶予許可の者は、2025(令和7)年2月末日までに、所定の額を納付してください。
後期分授業料免除	12月中旬～1月中旬頃に、選考結果通知用封筒にて通知します。 ○免除不許可、半額免除許可の者は、 通知日からすみやかに 、所定の額を納付してください。(口座引落の手続きをしている場合、通知のあった月の授業料引落日に自動的に引き落とされます。)

希望者には、学生生活支援課・医学部学務課・創造工学部学務係・農学部学務係の窓口においても、個別に結果をお知らせします。

※結果の通知があるまでは、入学料・授業料の徴収は猶予されますので、納付しないでください。
(口座引落の手続きをしても、結果通知前に引落をすることはありません。)

※結果の通知があるまでに、退学・休学する場合は、必ず、学生生活支援課まで申し出てください。

2025(令和7)年度授業料免除について

以下のとおり実施する予定です。詳しい日程等については、掲示板・ホームページにて周知します。なお、掲示板を見忘れたために申請できない等の不利益を被ることがないように、習慣的に確認するようにしましょう。

○資料公表	2025(令和7)年1月中旬頃～
○申請期間	2025(令和7)年2月中旬頃～3月上旬頃(予定)
○結果通知(前期)	2025(令和7)年7月下旬～8月中旬頃(予定)

授業料口座引落の手続き

授業料は、原則として「口座引落」での納入となります。授業料免除を申請する場合も、必ず2024年9月末までに「香川大学授業料口座振替依頼書・自動払込受付通知書」（3枚綴り）を金融機関へ提出してください。「香川大学授業料口座振替依頼書・自動払込受付通知書」及び口座引落手続きの詳細に関する案内（「授業料の納入について」）は、入学手続き書類に同封しています。

授業料免除の結果が出るまで、徴収は猶予されますので、引落を行うことはありません。授業料引落日は、免除結果の通知にてお知らせします。

提出書類

P.4～11に記載の事項を熟読し、提出期限厳守の上、必要な書類を提出してください。書類不備の場合は、**選考の対象外**となることがあります。

※本申請は、2024年10月1日の状況についての申請となります。

書類提出後、10月1日までに申請内容に変更があった場合は、ただちに申し出てください。

※各様式にも説明文があります。必ず確認の上、提出してください。

- ① **提出書類の準備の前に** (P.4～6) を読み、家族の状況等について確認する
↓
- ② **A：全員が提出する書類** (P.7～8) の資料を揃える
↓
- ③ **収入状況についての提出書類確認シート** (P.9) で確認をする
↓
- ③ **B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類** (P.10) の資料を揃える
(独立生計者・私費外国人留学生の場合、P.11の資料も揃える)
※独立生計者とは、父母等に扶養されることなく、独立して生計を営んでいる者です。
↓
- ④ 準備した書類を、**確認票A、Bにある順番通りに並べて申請期間内（期限厳守）**に提出する

※提出された書類は返却しませんので、必ずコピーを取っておいてください。

※書類はマイナンバーの記載がないものを提出してください。

※発行時期等により、提出期限までに間に合わない書類については、入手され次第、直ちに提出してください。

※提出された書類は、入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除の選考業務のために利用し、本人の同意なしにその他の目的には利用しません。

許可の取り消し

※入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除を許可された者で、**申請書類の記載事項に、虚偽の事実、記入漏れ、もしくは誤記があること等が判明した場合**、または**申請の理由が消滅した場合**は、免除または徴収猶予の許可を取り消します。この場合は、**免除又は徴収猶予された入学料・授業料の額**を、直ちに納付しなければなりません。

2. 世帯の構成員が「就学者」に該当するかどうかを確認する

就学者とは、以下①又は②のいずれかの学校に在学している者です。

- ① 小，中，高，高専，大学（大学院，専攻科，別科を含む。放送大学については，全科履修生，特科生に限る。），特別支援（盲・ろう・養護）学校
- ② 専修学校（高等課程，専門課程）

※本申請では，各種学校（予備校，職業訓練校，防衛大学校他）及び専修学校（一般課程）に在学している者は，「就学者」とみなさず，「就学者を除く家族」とみなします。

※家計支持者が定職に就きながら就学している場合（夜間や通信の学校等）は，「就学者」及び「就学者を除く家族」両方に該当します。（家庭調書の両方の欄に記入します）

3. 「家計支持者」の近年の就職・退職等について確認する

- ① 「家計支持者」の2023年1月1日以降の就職，退職，雇用形態の変更，開業，廃業等の有無について確認してください。
- ② 「家計支持者」の2024年10月1日現在の職業，勤務先について確認してください。
- ③ 転職等について知らされていない場合や，パートの状況（始めた／辞めた）を知らされていない場合もあるため，必ず家計支持者に確認してください。

※書類提出の際に事務担当者から確認することがあるため，申請者本人（学生）が家計支持者の近年の就業状況について説明できるようにしてください。

複雑で説明が難しくなる場合は，近年の経歴のメモ等を添えても構いません。

※源泉徴収票で，2023年中の就職・退職を確認できる場合があります。（次頁参照）

源泉徴収票だけでは確認できないこともあるので，必ず家族にも確認してください。

A：全員が提出する書類

	提出書類	留意事項
1	確認票 A, B	○ 受験番号・氏名・携帯TEL(携帯がない場合は自宅TEL)・E-mailを記入後、本人チェック欄に○印を付けて、A・Bともに提出(郵送の場合はA票のみでかまいません)
2	申請書	○ 記入要領を参照し、10月1日現在の状況(見込みを含む)について申請者本人が記入
3	家庭調書	○ 家計支持者が、家族を扶養している確認ができる書類(氏名がわかる物)を提出。(10月1日時点で勤務している職の源泉徴収票等)用意できない場合は、様式10申立書を提出。
4	奨学金受給状況申立書 (様式1)	○ 申請者が2024(令和6)年度に受給する(受給予定の)奨学金について記入。奨学金受給予定がない者も全員提出。 ・ 給付奨学金(返還不要の奨学金)の2024(令和6)年度受給が確定している場合は、証書や決定通知等、受給額及び受給期間がわかるものを添付してください。(コピー可) ・ 日本学術振興会特別研究員に採用された者は、様式1に月額等記載して提出してください。
5	令和6年度(令和5年分) 所得課税証明書 <u>(記載省略のないもの)</u> (市区町村役場で発行される、令和5年分の所得や扶養者の人数を証明している課税証明書)(コピー不可)	○ <u>所得の有無に関係なく、家計支持者(原則、父母両方)</u> の所得(課税)証明書を提出。(主婦、家事手伝い、高齢者、無職者等も必要。) ○ 母子・父子家庭の場合は、父または母と就学者を除く家族全員分が必要。 ○ 次の①～③のいずれかに該当する場合は申請者の所得課税証明書も提出すること。 ①独立生計者の申請者本人、配偶者(独立生計者についてはP.11参照) ②定職を持っている申請者本人 ③年金等の所得がある申請者本人
6	収入状況の確認書類	○ 次ページの書類のうち、家計支持者(原則、父母両方。母子・父子家庭の場合は父または母)が該当する項目の書類全てを提出 ・ P.9の確認シートで書類が揃っているかも確認してください。
7	選考結果通知用封筒	○ 長形3号(120mm×235mm) の封筒に該当する切手を貼付し、宛先は家計支持者の住所、氏名を記入(独立生計者・私費外国人留学生は、本人の宛先を記入) ①入学金免除・入学金徴収猶予… 460円分の切手 を貼付した封筒1通 ②授業料免除… 110円分の切手 貼付した封筒1通 ①、②の両方を申請する場合は2通必要 ・ 封筒の表の左下に、申請者本人の受験番号と氏名を記入 ・ 書類提出後、住所の変更等があった場合は、必ず連絡すること。

※ 「5 令和6年度所得課税証明書」と「6 収入状況の確認書類」はどちらも提出してください。
(例)本人・父(自営業)・母(パート)・父の扶養下にある祖母(年金受給中)の世帯の場合
「父・母の所得課税証明書」+「父の確定申告書(控)コピー」+「母の源泉徴収票コピー」

※ 独立生計者、私費外国人留学生についてはP.11も参照してください。

※ 10月1日までに申請内容に変更があった場合(家計支持者の就職・転職等)は、直ちに申し出てください。事実が判明した場合、免除を許可された者でも免除の許可を取り消す場合があります。

収入状況の確認書類 (所得が複数ある場合には、それぞれ該当の書類が必要です。)

(☆)…「コピー可」の必要書類

区分	提出書類	発行機関等	
給与所得のある者 (パート・アルバイト含む)	給与所得のある者は、次の①～③のうち、該当する書類を提出すること。 ※申請者本人のアルバイト収入については不要。ただし、独立生計者及び定職を持っている場合は必要。 ※パート等で源泉徴収票が発行されない場合は、「給与等月額証明書」(様式2)を提出(既に退職している場合は不要)		
	①2023(令和5)年1月1日以前に就職した場合	○「令和5年分源泉徴収票」(☆) ・源泉徴収票を紛失した場合「給与等月額証明書」(様式2)を提出 ・所得課税証明書に記載されている令和5年分の給与収入と差額がある場合は、その理由を余白に記入してください。	10/1現在の勤務先
	②2023(令和5)年1月2日以降に就職・転職した場合	○2024(令和6)年10月1日現在の勤務先の「給与等月額証明書」(様式2) ○2023(令和5)年中の全ての給与収入に関する「令和5年分源泉徴収票」(☆) ○2023(令和5)年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」(様式3)	10/1現在の勤務先 2023(令和5)年の勤務先 退職した勤務先か本人の申立て
	③2023(令和5)年1月2日以降に退職した場合	○令和5年分源泉徴収票(☆) ○2023(令和5)年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」(様式3) ・退職後に転職、雇用保険受給、無職となった場合は、各欄を参照し該当書類を提出	退職した勤務先 退職した勤務先か本人の申立て
	※確定申告している場合…「令和5年分確定申告書控(第一表・第二表)」[税務署の受付印のあるもの](☆)も提出(インターネットによる申告の場合は、受信通知のコピーも提出してください。)		税務署
	※内職及びフリーターの収入状況について…「給与等月額証明書」(様式2)を使用してください。 ※休職中の場合…給与支給(見込)証明書、休職証明書、傷病手当金受給額の方かるもの(様式自由)(☆)も併せて提出		勤務先 勤務先
商業 } 所得のある者 工業 } 農林業 } 漁業 } その他の所得者又は雑所得者 (その他の職業、不動産所得(家賃・地代)、 利子・配当、雑所得(内職、副業他))	●確定申告している場合 ○「令和5年分確定申告書(控)(第一表・第二表)」[税務署の受付印のあるもの](☆)(インターネットによる申告の場合は、受信通知のコピーも提出) ○青色申告の場合は決算書(☆)、一般申告の場合は収支内訳書(☆)も必ず提出	税務署	
	●市区町村民税・都道府県民税申告をしている場合 ○「令和6年度(令和5年分)市区町村・都道府県民税申告書」(☆)[市区町村役場の受付印があるもの]	市区町村役場	
	●2023(令和5)年1月2日以降に、新規に所得を得ることとなった場合 ●確定申告も市区町村・都道府県民税申告もしていない場合 ○次の①～③のうち該当するものについて、それぞれの必要事項、記入年月日を記載し、署名した「開業届」(様式あり)を提出 ①商工業所得 営業種目、従事者、直近3ヶ月の売上高、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期 ②農林漁業所得 作付面積・作物種類等、直近3ヶ月の収入金額、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期 ③その他の所得又は雑所得 種類、直近3ヶ月の収入金額、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期	本人の申立て	
	※農業所得のある者で転作奨励金の交付を受けている場合 ○受給金額の方かる証明書(☆)を提出	市区町村役場 農業協同組合	
3 年金・恩給受給者 (原爆健康管理手当を含む)	○「年金支払(振込)通知書」(☆)、「年金額改定通知書」(☆)の、より最新(直近)のもの(源泉徴収票は不可) ○年金受給一覧表(様式13)もあわせて提出してください。 ・複数の年金を受給している場合は、すべての年金について提出 ・恩給、遺族年金/障害年金/農業者年金/個人年金等も含む	日本年金機構 保険会社等	
4 児童扶養手当受給者	○最新の「児童扶養手当証書」(☆)、「特別児童扶養手当証書」(☆)	市区町村役場等	
5 失業給付金受給者 (受給予定者を含む)	○「雇用保険受給資格者証」(裏表全ページ)又は「失業給付金給付明細書」(☆)申請後、2024(令和6)年10月1日までに就職が決まった場合は、新勤務先の「給与等月額証明書」(様式2)を提出	公共職業安定所	
6 生活保護費受給者 (生活保護世帯)	○申請時までの1年間の生活保護受給額が確認できる証明書又は通知書等(☆) ・期間が1年に満たない場合…支給された金額全てが分かる書類(☆)を提出	都道府県 または市区町村	
7 親戚・知人等から 援助金がある者	○援助の年額がわかるもの(ない場合は援助者が作成し、署名した申立書)		
8 2024(令和6)年10月1日現在 無職の者	○「無職申立書」(様式4) ・「被扶養者となっている配偶者」、「被扶養者となっている障害者」及び「66歳以上の者(2024(令和6)年10月1日現在)」については、提出不要(ただし、所得課税証明書に収入・所得の記載がある配偶者、障害者は提出) ○2023(令和5)年1月以降に退職した勤務先がある場合、「退職証明書(申立書)」(様式3)	本人の申立て 退職した勤務先か本人の申立て	

収入状況についての提出書類確認シート

以下の指示及び質問に沿って書類が準備できているか確認してください。

このシートは簡易的な確認用ですので、P.4～11を熟読の上、必要書類を揃えてください。

①家計支持者(原則、父母両方。母子・父子家庭の場合は父または母。)の「令和6年度(令和5年分)所得課税証明書」(市区町村役場等で発行)を準備してください。

※独立生計者・私費外国人留学生は申請者本人及び配偶者の「所得課税証明書」が必要です。

以下、家計支持者全員(独立生計者・私費外国人留学生は申請者本人及び配偶者も含む)について、それぞれ確認してください。

②その方は自営業等の商業・工業・農林業・漁業所得、不動産・利子・配当所得がありますか？

はい 「確定申告書(控)」を準備して ③へ

※確定申告をしていない場合は「市区町村・県民税申告書」等の収入・所得金額の分かるものを準備して③へ

いいえ ③へ

③その方は給与収入(アルバイト・パート含む)がありますか？

はい 3-Aへ

いいえ (自営業等での所得も無い場合のみ「無職申立書」を準備して) 3-Bへ

3-A:その勤務先には2023年1月1日以前から勤務していますか？

※勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の状況についてお答えください。

はい 「源泉徴収票」を準備(ない場合は「給与等月額証明書」を準備)し、3-Bへ

いいえ 「給与等月額証明書」を準備し、3-Bへ

3-B:その方は2023年1月2日以降に退職した勤務先(アルバイト・パート含む)はありますか？

※退職した勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の状況についてお答えください。

はい 「退職証明書(申立書)」と、給与(アルバイト・パート収入を含む)を得ていたのが2023年中の場合は「源泉徴収票」を準備し、④へ

いいえ ④へ

④その方は年金・児童扶養手当等を受給していますか？

※2024年10月1日から受給される方を含みます。

はい 最新の「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「児童扶養手当証書」等を準備し、⑤へ

いいえ ⑤へ

⑤下記要件に該当した場合、必要書類を準備し、提出してください

要件	必要書類	発行場所等
雇用保険の失業給付金を受給中である	「雇用保険受給資格者証(裏表全ページ)」 又は「失業給付金給付明細書」	公共職業安定所
生活保護費を受給中である	申請時までの1年間の生活保護受給額が確認できる証明書・通知書等	都道府県 または市区町村
上記にあてはまらない収入(親戚等の援助、他)がある	1年間の収入額が分かるもの [ない場合は申立書(様式10)]	

上記の収入状況の確認に必要な書類を揃えた後、

P.10～11を確認し、状況に応じて必要な提出書類を添付し提出してください。

B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類

(☆)…「コピー可」の必要書類

区分	提出書類	発行機関等
1 小学校、中学校、高等学校以外の学校の就学者がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2024(令和6)年10月1日以降に発行された在学証明書（コピー不可） ・ 2024(令和6)年10月1日以降の証明が必要なため、入学後、速やかに提出 	学校
2 母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「母子・父子世帯申立書」（様式5） ○ 就学者を除く家族全員分の令和6年度（令和5年分）所得課税証明書 ※ 家計支持者（父母等）以外の所得課税証明書も必要になります。勤務時期によっては、家計支持者以外の収入状況の確認書類が必要となることもあります。 ・ 遺族年金や児童扶養手当を受給している場合は、受給金額の分かる通知書(☆) 	本人の申立て
3 障害者がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者手帳等(☆) ・ 障害年金受給の有無を余白に記入してください。 ・ 障害年金を受給している場合は、受給金額の分かる通知書(☆) ・ 特別児童扶養手当や福祉手当を受給している場合は、受給金額がわかる通知書(☆) 	所轄官庁等
4 最近1年間の療養費自己負担額が10万円以上の長期療養者がいる世帯 ※最近1年間（前期：前年4月～今年3月、後期：前年10月～今年9月）の療養費自己負担額が10万円に満たない場合は対象となりません	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「長期療養証明書」（様式6） ※ 長期療養者とは、「申請時現在療養中であり、6か月以上の療養期間を要する者」で、医療費等を支払っている者をいい、療養が終わっている者は該当しない。 ○ 世帯に該当者がいる場合、次の①～③の書類を添付のうえ提出 <ul style="list-style-type: none"> ① 診断書（病名及び申請時を含めた前後6か月以上の期間療養を必要とすることが必ず記載されていること。）（コピー不可） ② 支払った医療費等の領収書(☆) ※ 診断書に記載された病名に対して支払った医療費等の領収書のみ提出すること。 ③ 支払った医療費等に対し、附加給付金、生命保険等から補填された金額がある場合は、「長期療養証明書」の該当欄にその金額を記入し、その金額を証明する書類(☆) ● 控除の対象となる費目は、次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ア) 医師（歯科医師）に対して支払う診療・治療費 イ) 病院、診療所への入院費用（食費等を除く） ウ) マッサージ師、はり師、きゅう師、整復師等の治療費 エ) 看護人に対して支払う費用（賄い費を含む） オ) 治療又は療養のための医薬品費 カ) 病院、診療所に通院するための交通費（必要不可欠なものに限る） キ) 介護保険法により、「要介護認定・要支援認定」を受けた者が介護サービスを利用した場合の自己負担額（食費等を除く）。この場合、「要介護認定・要支援認定等結果通知書」のコピーを添付すること。 	本人の申立て
5 学資負担者が単身赴任で別居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学資負担者別居に伴う支払申立書」（様式7） ・ 別居先で支払った住居費、光熱水費の支払いを証明できる口座通帳のコピー又は領収書等(☆) 	本人の申立て
6 本人若しくは学資負担者が、2023(令和5)年10月以降に風水害等の災害を受けた世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「被害状況申立書」（様式8） ・ 次の①～⑤の書類を添付のうえ提出 <ul style="list-style-type: none"> ① 被災（罹災）証明書（発行所：市区町村役場） ② 家屋等の賃貸契約書・各種契約書 ③ 家屋等補修見積書 等 ④ 保険金支払証明書・明細書 ⑤ 家屋課税台帳登録証明書（発行所：市区町村役場） ・ 被害額欄は、被害金額が記載された証明書の額から、保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて記入すること。（単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。） 	消防署 市区町村 保険会社等
7 学資負担者が、2023(令和5)年10月以降に死亡した世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の①～③の書類を提出 <ul style="list-style-type: none"> ① 死亡した方が、学資負担者であったことが分かる書類（「所得（課税）証明書」（コピー不可）、「源泉徴収票」(☆)等） ② 死亡診断書又は死亡を確認できる書類（除籍謄本等）(☆) ③ 遺族年金等の受給金額のわかる通知書(☆) 遺族年金の受給がない場合は、その旨余白に記入すること。 	市区町村役場 医療機関
8 香川大学以外の大学（国内）を卒業した大学院1年次生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業大学の成績証明書 	大学等
9 不明な部分を明らかにする書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。 	

A:全員が提出する書類 の他に以下の書類が必要です。

独立生計者

独立生計者とは、父母等に扶養されることなく、独立して生計を営んでいる者です。
 両親からの仕送りが一切なくアルバイト収入と奨学金で生活していても、父母等の所得税法上の扶養親族になっている場合や父母等と同居している場合は、独立生計者とは認められません。
 また、原則として学部学生は認められませんが、父母等から援助なしで生活している既婚者や入学前に定職を持っていた者等に認められる場合もあります。

○独立生計者の条件（①～④のすべてに該当していること）

- ①本人（配偶者がいる場合は配偶者含む）に年間103万円を超える収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者または今年度、収入（給付奨学金（年額）、アルバイト等も含めた総額）が103万円を超える見込みの者
 または、本人が本学への入学のために退職（休職等）し無収入となった者で就労時の預貯金により生活を行っており、その預貯金残高が103万円を超えている
- ②本人（配偶者を含む）が所得税法上及び健康保険上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でないこと
- ③本人（配偶者を含む）が本人（及び配偶者）の父母等と別居していること（二世帯住宅等では別居とは認定できません。）
- ④本人（配偶者を含む）が、父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていないこと

	提出書類	該当者	内容	発行機関等
	【全員が出す書類】	申請者本人	確認表A. B, 申請書, 家庭調書, 奨学金受給状況申立書, 選考結果通知用封筒	
1	【独立生計者】 免除申請チェックシート (様式11)	申請者本人	独立生計者であるかどうかを確認することに必要	
2	住民票原本	申請者本人 配偶者 申請者の父母	親世帯と別の住所を確認することに必要	市区役所 町村役場
3	所得課税証明書原本	申請者本人 配偶者	令和6年度(令和5年分)所得課税証明書	市区役所 町村役場
4	収入状況の確認書類	申請者本人 配偶者	該当するものを提出…詳しくはp. 8を参照	勤務先
5	家計状況報告書 (様式9)	申請者本人	収入>支出とする。 1ヶ月の生活費を報告するもので、家賃、光熱費、通信費の領収書または通帳のコピーを添付する。	
6	保険証のコピー	申請者本人 配偶者	健康保険の扶養からはずれているかを確認することに必要。	
7	父母等の所得税法上の扶養親族でない事が証明出来るもの	申請者の父母	令和6年度(令和5年分)所得課税証明書原本 <u>(記載省略のないもの)</u> 令和5年分源泉徴収票のコピー 令和5年分確定申告書のコピー ・・・いずれか1枚必要。	市区役所 町村役場 勤務先
8	通帳の写し、預金残高証明書等	申請者本人	退職・休職し預貯金により生活を行っている場合は、氏名と預金残高が103万円以上あることが分かるもの	

私費外国人留学生

私費外国人留学生は原則として独立生計者とみなします。

	提出書類	該当者	内容	発行機関等
	【全員が出す書類】	申請者本人	確認表A. B, 申請書, 家庭調書, 奨学金受給状況申立書, 選考結果通知用封筒	
1	住民票原本もしくは在留カードの両面コピー	申請者本人 配偶者	本人確認に必要。	市区役所 町村役場
2	所得課税証明書原本	申請者本人 配偶者	令和6年度(令和5年分)所得課税証明書原本 <u>(記載省略のないもの)</u> 来日して1年以内の留学生は所得課税証明書が発行されないのその時は提出不要。	市区役所 町村役場
3	収入状況の確認書類	申請者本人 配偶者	該当するものを提出…詳しくはp. 8を参照	勤務先
4	家計状況報告書 (様式9)	申請者本人	収入>支出とする。 1ヶ月の生活費を報告するもので、家賃、光熱費、通信費の領収書または通帳のコピーを添付する。	

学力基準

- (1) 別表1「学業成績」に該当する者
- (2) 母子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく特別の事情がある者については、別表2「学業成績（特例）」に該当する者

別表1 学業成績

大学院	1年次生	①卒業大学の成績評点が2.0以上の者
		②香川大学が認める者（成績評点が得られない場合等）

別表2 学業成績（特例）

大学院	1年次生	①卒業大学の成績評点が1.8以上の者
		②香川大学が認める者（成績評点が得られない場合等）

※編入学した者及び転入学した者の当該年次については、この学力基準は適用しない。
入学試験に合格したことをもって、学力基準を満たしているものとする。

家計基準（目安）

- 免除基準を満たす者は、世帯の年間総所得が、本学の定める収入基準額以内の者です。
- 年間総所得金額は、職業・世帯の構成・通学形態等を考慮するため、一概には言えません。
- 免除は限られた予算の範囲内で行うため、必ずしも許可されるとは限りません。**
現状として、**免除基準を満たしていても予算の都合により不許可となる学生がいます。**

※ サラリーマン世帯（例）

《世帯の構成員4人…父親、母親、本人が学部学生（奨学金受給・自宅外通学）、妹1人（公立高校生・自宅通学）》で給与所得者が「父親1人」を例とした場合、賞与を含む税込年収が概ね690万円程度までが、免除基準を満たす者となります。

※ その他の職業の世帯（例）

《世帯の構成員4人…父親、母親、本人が学部学生（奨学金受給・自宅外通学）、妹1人（公立高校生・自宅通学）》で所得者が「父親1人」を例とした場合、必要経費控除後の金額が概ね430万円程度までが、免除基準を満たす者となります。